

呉市屋外広告物マニュアル

都市部都市計画課

令和2年4月改訂

目 次

屋外広告物の表示・設置編

1	屋外広告物の概要	
	(1) 屋外広告物とは	… 1
	(2) 屋外広告物のイメージ図	… 1
2	許可申請等手続き	
	(1) 許可申請	… 2
	(2) 許可申請書	… 2
	(3) 許可申請の種類	… 2
	(4) 屋外広告物許可申請以外の所要手続き	… 3
	(5) 許可に関する留意事項	… 3
	(6) 手続きフロー図	… 4
3	許可地域	… 4
4	禁止地域	… 5
5	禁止物件	… 7
6	禁止広告物	… 7
7	景観保全型広告整備地区	… 7
8	適用除外	… 8
9	許可基準	… 11
10	許可手数料	… 19

屋外広告業の登録編

1	屋外広告業の概要	
	(1) 屋外広告業とは	… 20
	(2) 登録の有効期間	… 20
	(3) 業務主任者の選任	… 20
	(4) 登録の拒否	… 21
	(5) 登録の取消・営業の停止について	… 21
	(6) 広島県の登録を受けている方	… 21

2	屋外広告業登録申請等手続き	
	(1) 登録(新規・更新)申請	… 22
	(2) 登録事項変更の届出	… 23
	(3) 廃業等の届出	… 24
	(4) 屋外広告業の特例届出	… 24
3	屋外広告業登録後の注意事項	
	(1) 標識の掲示	… 26
	(2) 帳簿の備付け	… 27
	(3) 立入検査等	… 27

屋外広告物の点検・管理編

1	点検・管理の必要性	… 28
2	管理者の設置	
	(1) 管理義務	… 28
	(2) 管理者の資格	… 28
	(3) 設置者等の変更届出	… 29
3	安全点検の実施	… 29
4	点検結果報告の義務化	… 29

1 屋外広告物の概要

(1) 屋外広告物とは (法第2条)

屋外広告物とは次の四つの条件をすべて満たしているものをいう。(営利, 非営利を問わない)

- ・ 常時又は一定期間継続して表示されるもの
- ・ 屋外で表示されるもの
- ・ 公衆に表示されるもの
- ・ 看板, 立看板, はり紙及びはり札並びに広告塔, 広告板, 建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれに類するもの。

(2) 屋外広告物のイメージ図



- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 壁面広告 | ⑧ 電柱広告 (巻き付け広告) |
| ② 突出し看板 | ⑨ バス広告 |
| ③ アーチ看板 | ⑩ 懸垂幕 |
| ④ 屋上広告塔 | ⑪ 気球広告 (アドバルーン) |
| ⑤ 掲示板 | ⑫ はり紙 |
| ⑥ 立看板 | ⑬ のぼり旗 |
| ⑦ 電柱広告 (添加広告) | |

2 許可申請等手続き

(1) 許可申請

個人、団体、会社をはじめ国、地方公共団体に至るまで、誰でもが本市域内で屋外広告物を表示・設置しようとするときは、呉市屋外広告物条例第5条に基づき、許可を受けなければなりません。

ただし、屋外広告物を表示・設置できない地域、表示・設置できない物件、表示・設置できない広告物があるほか、許可を要しない物件もありますので、注意が必要です。

(2) 許可申請書

屋外広告物申請書に記載する「申請書」については、次のアからウのいずれかにより取り扱うこととしています。

ア 広告物(注1)…広告主(表示物に対して最終的に責任を負うべき者)

注1 直塗り等広告物、はり紙、はり札等、屋外広告物そのものをいう。

イ 掲出物件(注2)…設置者(掲出物件に対して最終的に責任を負うべき者)

注2 広告板、広告塔、掲示板等の屋外広告物を掲出する目的で設置される物件をいい、何の表示が無くても掲出物件として取り扱う。

【留意事項】

a 貸しビルのテナント名称を列記した看板の申請者は、ほとんどの場合、ビルの所有者等であり、テナントではないこと。

また、許可基準適合の判定及び手数料の算定の基礎となる表示面積には、入居者不在等により広告表示の無い白地部分も含まれること。

b 広告募集して表示される看板(貸し看板)の申請者は看板の設置者であり、広告主ではないこと。

また、許可基準適合の判定及び手数料の算定の基礎となる表示面積には、広告募集中等により広告表示の無い白地の面も含まれること。

ウ 車両、船舶等に表示する広告物…車両、船舶等の所有者。

(3) 許可申請の種類

ア 新規許可申請

新たな屋外広告物を表示・設置しようとするときの申請です。

イ 変更許可申請

既に許可を受けて表示・設置した広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときの申請です。ただし、規則第4条に規定する軽微な変更・改造の場合には変更許可申請の必要はありません。

【留意事項】

- a 変更許可は前回許可に対するものであるので、添付書類には変更する広告物の前回許可内容及び今回変更内容の双方が記載されていること。
- b 申請手数料の算定に当たっては、変更する広告物のみ対象とすること。
- c 申請手数料は、変更後の広告物の表示面積により算定すること。

ウ 継続許可申請

既に許可を受けている屋外広告物の許可期間を更新しようとするときの申請です。

(4) 屋外広告物許可申請以外の所要手続き

屋外広告物の表示・設置に当たっては、屋外広告物許可以外に、他の法令に基づく確認、許可等が必要な場合があります。

ア 建築確認

高さが4メートルを超える広告板、広告塔等を設置する場合には、建築基準法に規定する建築確認が必要です。

イ 道路占用許可

突出し看板等を道路上に設置する場合には、道路法に規定する道路占用許可が必要です。(直轄国道：広島国道事務所，呉市管理道：呉市土木総務課)

ウ 道路使用許可

広告物の設置工事に当たり、道路を使用する場合には、道路交通法に規定する道路使用許可が必要です。(所轄の警察署)

エ 景観保全型広告整備地区に係る届出

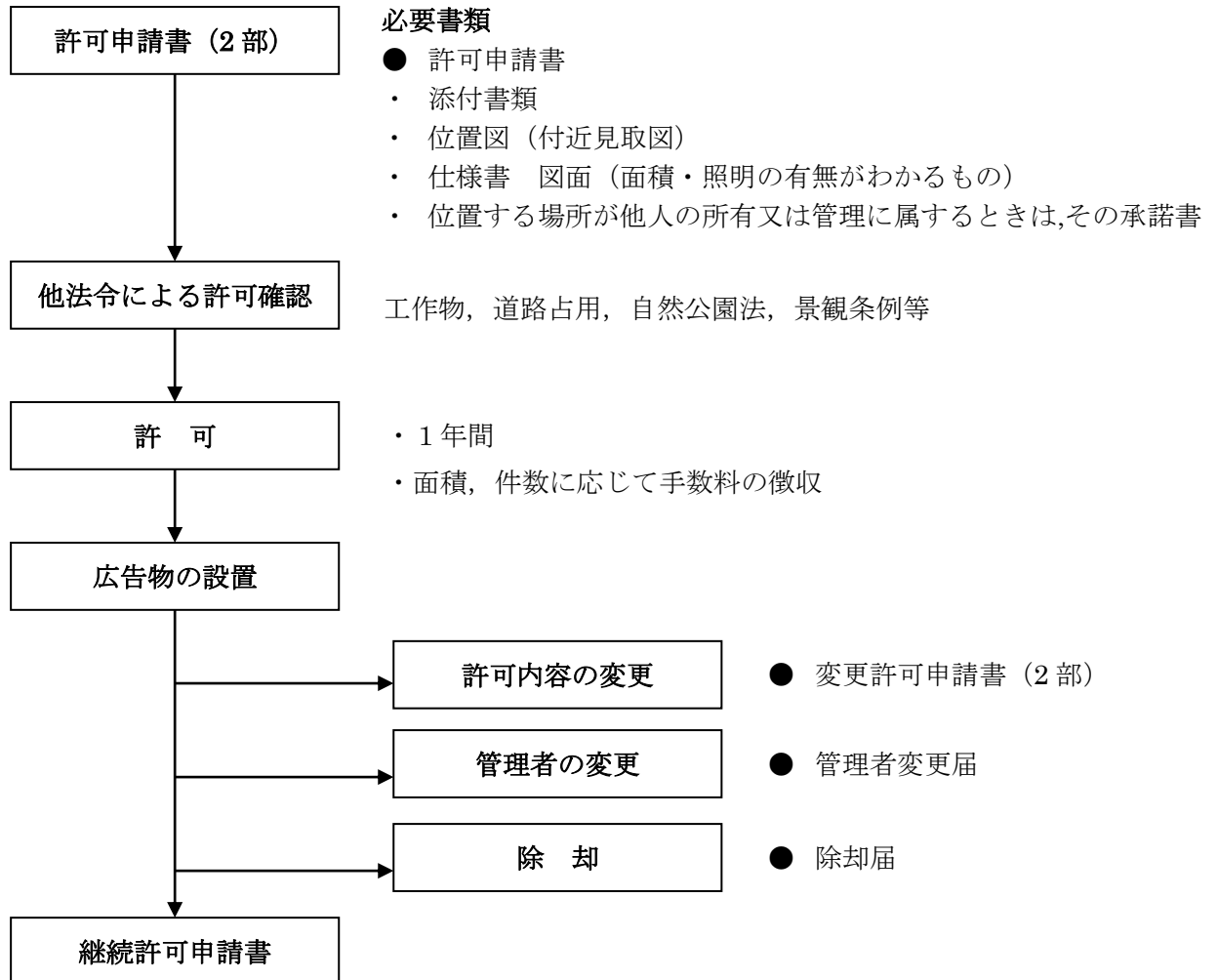
景観保全型広告整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、届出を行う必要があります。

(5) 許可に関する留意事項

- 1 許可基準に適合していること
- 2 許可期間は1年以内であること
- 3 許可申請の際、手数料を納付すること
- 4 許可条件を付することがあること
- 5 禁止広告物でないこと
- 6 管理義務があること
- 7 管理義務を怠った時は、措置命令(改善命令，除却命令など)の対象になること
- 8 許可を受けた広告物に関する義務違反があった時は、許可の取消しがあること
- 9 許可を受けた広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとする時は、軽微な変更・改造を除き、変更許可を要すること

(6) 手続き等フロー図

許可申請の手続き (条例第5, 12, 15, 26条)



3 許可地域 (条例第5条)

広告物を表示し, 又は設置する場合には, 許可が必要な地域です。
呉市では, 全域が許可地域です。

4 禁止地域 (条例第3条)

広告物を表示または、設置できない場所です。

号	地域又は場所 ※は市長が指定して定めます	
1	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 ※	●指定なし
	景観地区 ※	●該当なし
	伝統的建造物群保存地区 ※	●指定なし
2	国指定重要文化財とその周囲※	●別表1の周囲50m以内
3	県指定重要文化財とその周囲※	●別表2の周囲50m以内
	有形民俗文化財とその周囲 ※	●該当なし
	史跡名勝天然記念物とその周囲※	●指定なし
4	市指定有形文化財, 史跡, 名勝, 天然記念物	●指定なし
5	保安林のある地域※	●指定なし
6	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	●該当なし
7	県緑地環境保全地域	●日高床(蒲刈町大浦), 亀山八幡神社(安浦町内海), 天神鼻(下蒲刈町下島)を除く
8	自動車専用道路	●広島呉道路, 東広島・呉自動車道
	道路・鉄道※	●指定なし
9	道路・鉄道に接続する地域 ※	●指定なし
10	都市公園・緑地	●左記に該当する全て
11	河川・湖沼・溪谷・海浜・高原・山・山岳とこれらの付近の地域 ※	●呉市警固屋町地内「音戸の瀬戸公園」の区域の周囲で200メートル以内の地域。ただし, 家屋連たん区域(半径150mの範囲内に連たんする戸数が10戸以上の区域をいう。以下同じ。)を除く。

		<p>●呉市音戸町坪井三丁目日附鼻北端, 同町字古観音地内古観音山山頂三角点標石, 同町字長尾地内長尾山頂三角点標石及び同町高須三丁目双見鼻北端を順次結んだ三直線と同町日附鼻北端から双見鼻北端に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた地域。ただし、家屋連たん区域を除く。</p> <p>●呉市川尻町地内柏島</p>
1 2	港湾・駅前広場とこれらの付近 ※	●指定なし
1 3	官公署・学校・図書館・公会堂・体育館・公衆便所の建物とその敷地	●左記に該当する全て
1 4	博物館・美術館・病院の建物とその敷地※	●該当なし
1 5	古墳・墓地とこれらの周囲※	●古墳・墓地の全て
1 6	社寺・教会・火葬場の建物とその境域※	●左記に該当する全て

別表 1 重要文化財の建造物

名 称	所在地
旧呉鎮守府司令長官官舎（呉市入船山記念館）	呉市幸町
本庄水源地堰堤水道施設	呉市焼山北3丁目
桂濱神社本殿 附 宮殿 棟札	呉市倉橋町字前宮ノ浦
旧澤原家住宅	呉市長ノ木町

別表 2 重要文化財（県指定）の建造物

名 称	所在地
住吉神社本殿・瑞垣及び門 附 覆屋 幣殿 棟札	呉市豊町御手洗字住吉町
恵美須神社本殿・拝殿 附 覆屋 棟札	呉市豊町御手洗字蛭子町

5 禁止物件 (条例第4条)

次の物件には、広告物を表示し又は掲出物件を設置してはならない。

- ・ 橋りょう，トンネル，高架構造物，分離帯
- ・ 公共物たる石垣，擁壁
- ・ 街路樹，路傍樹，都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹
- ・ 信号機，道路標識，歩道柵，駒止め，その他これに類するもの
- ・ 電柱，街灯柱，その他これに類するもの
- ・ 消火栓，火災報知機及び火の見やぐら
- ・ 郵便ポスト，電話ボックス，路上変圧器
- ・ 送電塔，送受信塔，照明塔
- ・ 煙突，ガスタンク，水道タンクその他これに類するもの
- ・ 銅像，神仏像，記念碑その他これに類するもの
- ・ 景観重要建造物，景観重要樹木
- ・ 道路の路面

6 禁止広告物 (条例第9条)

- ① 著しく汚染し，退色し，又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し，又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

7 景観保全型広告整備地区 (条例第6条)

景観を保全することが特に必要とされる地区で広告物を表示する際には、市長の定めた基本方針に適合するよう努めなければなりません。

【指定なし】

8 適用除外 (条例第7条)

●適用除外の広告物

社会生活を営むうえで必要最小限な広告物は、許可地域・禁止地域・禁止物件であっても、条例の一部の規定が適用されません。

広告物等の種類	適用除外となる規定			例
	禁止地域	禁止物件	市長の許可	
①法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件	○	○	○	建築確認の表示
②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件	○	○	○	選挙ポスター
③自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの(※1)	○	△	○	●●商店
④自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの(※2)	○	△	○	●●会社管理地
⑤工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの(※3)	○	—	○	工事の進捗状況看板
⑥冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件	○	—	○	○ 神社祭礼 ○ △ 家→
⑦講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件	○	—	○	○ ○ コンサート会場
⑧電車又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの(※4)	○	—	○	電車車体利用広告
⑨自動車で他の都道府県に存する運輸支局又は自動車検査登録事務所に係る自動車登録番号を有するものに当該都道府県の屋外広告物条例の規定に従って表示される広告物	○	—	○	
⑩人、動物又は車両(電車又は自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物	○	—	○	船舶に表示した会社名
⑪地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物(※5)	○	—	○	
⑫国、地方公共団体、公益法人その他これに類する団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で市長が指定するもの	○	△	○	交通安全標語 避難場所表示 自治会掲示板
⑬政治資金規正法による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するもの(※5)	—	—	○	

⑭道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件で規則で定めるところにより表示するもの(※5)	○	—	—	観光案内図面
⑮公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合(※5)	○	○	—	公園ベンチ 記念碑
⑯公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに屋外広告物を表示する場合において、その広告料収入を当該施設の設置又は維持管理費に充てるもの	○	—	—	バス停留所に 設置される 上屋
⑰法人その他の団体が表示する屋外広告物について、その広告料収入を地域における公共的な取組に要する費用に充てるもの	○	○	—	道路、公園等の 清掃活動 防犯、防災活動

○適用除外あり △一部適用除外あり —適用除外なし

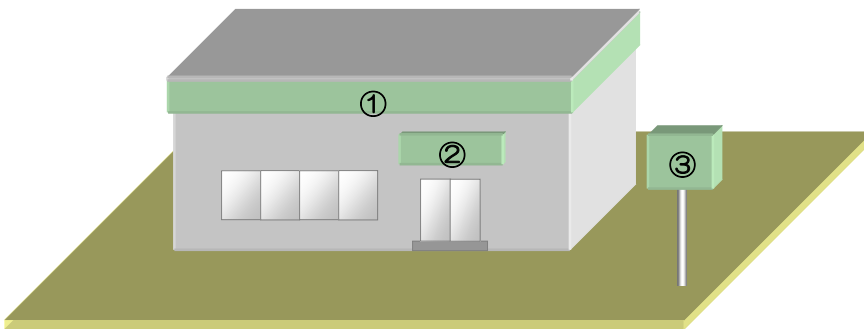
●適用除外の基準(規則第3条 別表第1)

※1の基準

自己看板

禁止地域 : ①+②+③ = 7 m²以下

上記以外 : ①+②+③ = 10 m²以下



表示面積中、自己の氏名等の面積が占める割合が1/5以上であること

※2の基準

自己管理用広告物

禁止地域 : 7 m²以下

上記以外 : 10 m²以下



停留所標識

- 0.5 m²以下であること
- 物件の面積の1/5以下であること⁹

※3の基準

- 表示期間が工事の期間中に限るもの
- 一般の宣伝の用に供しないもの
- 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの
- 周囲の景観に配慮したもの

※4の基準

車体に表示する場合

(電車)

- 位置：側面に表示
- 大きさ：縦0.6メートル以下，横0.9メートル以下
- 個数：一面につき，2個まで

(乗合自動車)

- 位置：側面又は後面に表示
- 大きさ：(側面) 縦0.45メートル以下，横1.2メートル以下
(後面) 縦0.45メートル以下，横0.6メートル以下
- 個数：一面につき，1個まで

系統標識又は方向標識に表示する場合

(電車)

- 大きさ：標識の面積の1/2以下であること
- 個数：1面につき1個

(乗合自動車)

- 位置：後面のみとする
- 大きさ：標識の面積の1/2以下であること
- 個数：1個

※5の基準

- それぞれの広告物の許可基準に適合するもの

9 許可基準（規則第5条 別表第2）

屋外広告物を表示・設置する場合には、許可基準に適合していなければいけません。

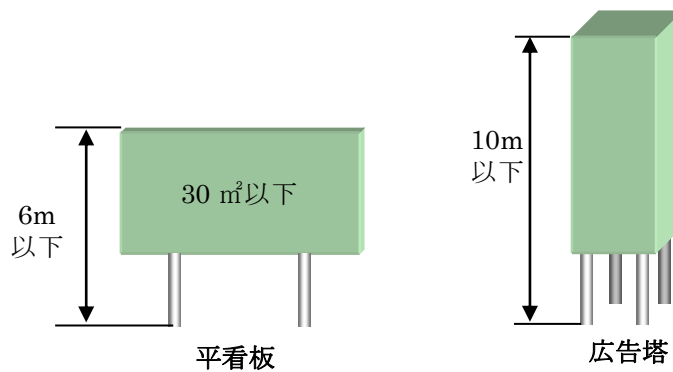
平看板及び広告塔

野立て

① 家屋連たん区域内

平看板		広告塔	
面積	高さ	面積	高さ
30 m ² 以下	6m以下	—	10m以下

※ 家屋連たん区域とは、半径 150mの範囲内に連たんする戸数が 10 戸以上の区域をいう。



② 家屋連たん区域外で、鉄道、一般国道、主要地方道の用地から展望できる接続地域内に表示し又は設置する場合

鉄道、一般国道、主要地方道の用地からの距離	平看板		広告塔	
	面積	高さ	面積	高さ
50m 以上 200m 以下	30 m ² 以下	6m以下	—	10m以下
200m を超え 300m 以下	40 m ² 以下	7m以下	—	10m以下

※ 広告物相互間の距離が 50m 以上

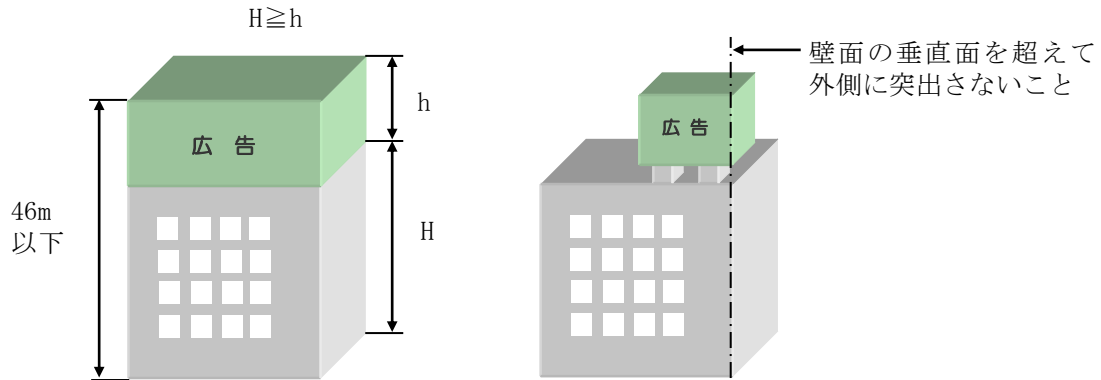
※ 鉄道、一般国道、主要地方道用地から 50m 未満は禁止（原則）

※ 300m 超は規制外

屋上広告物

建築物の屋上に表示し、又は設置する場合

- 地表から広告物上端までの高さ：46m以下（原則）
- 広告物自体の高さ：建築物自体の高さと同等以下
- 広告物を設置する建築物の壁面の垂直面を越えて、外側に突き出していないもの



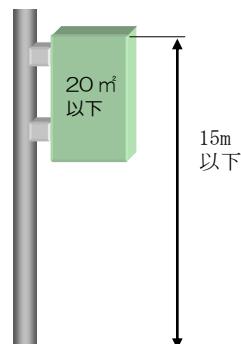
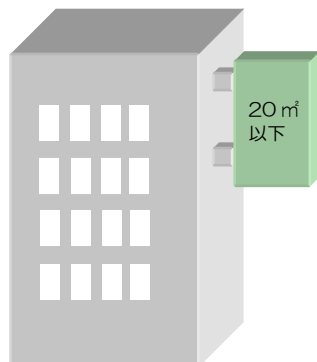
突出広告物

建築物の壁面又は鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合

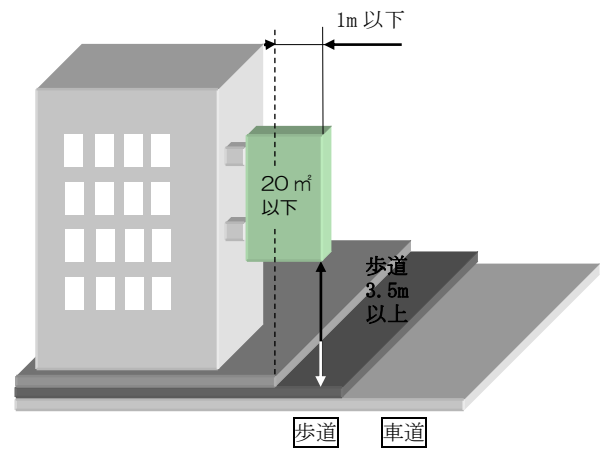
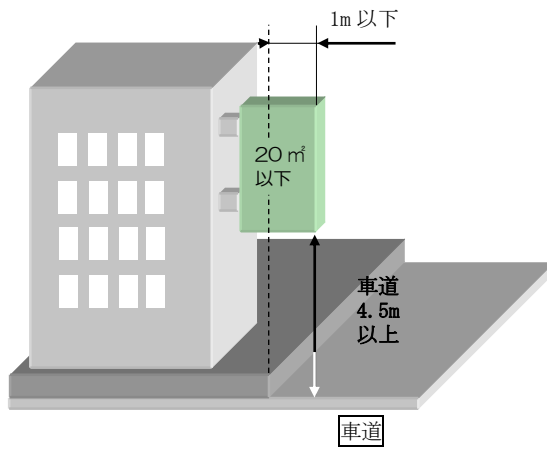
- 表示面積：20 m²以下（両面の場合は、合計面積）
- 鉄柱等から突き出して表示し、又は設置する場合
 - ・看板の上端までの高さ：15m以下
- 車道と歩道の区別がない道路上で、信号機のある交差点を見とすことのできる場所に突き出す場合
 - ・交差点からの距離：20m以上
- 道路上に突き出す場合
 - ・路面から看板下端までの高さ
 - 車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上（原則）
 - ・突き出しの長さ
 - 道路上1m以下（原則）

（壁面から突き出して表示、設置する場合）

（鉄柱等から突き出して表示、設置する場合）



(道路上に突き出す場合)

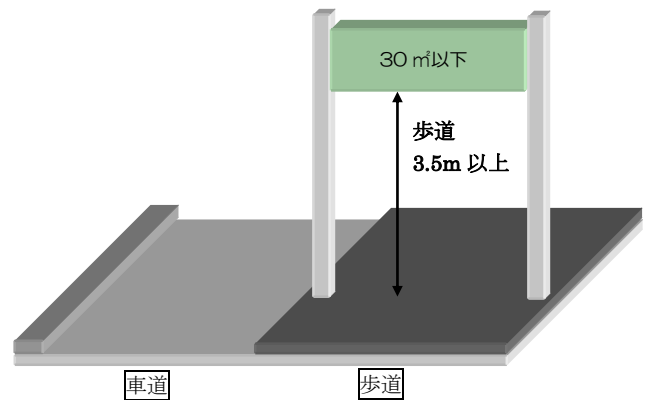
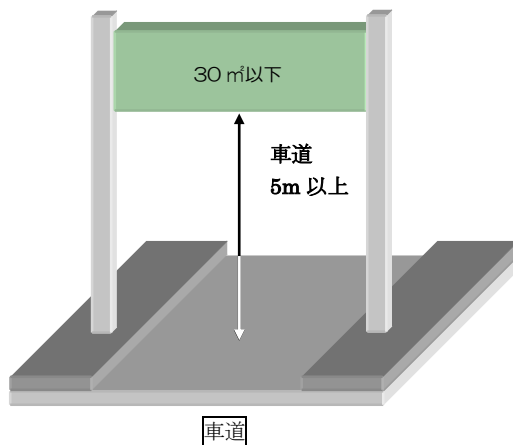


アーチ

アーチに表示し、又は設置する場合

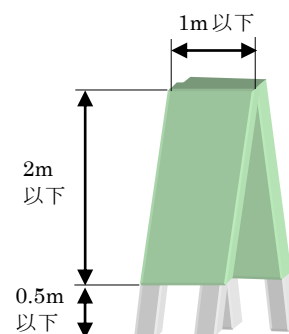
- 表示面積：30 m²以下
- 道路を横断する場合
 - ・路面から広告物の下端までの高さ
 - 車道 5m 以上 歩道 3.5m 以上

※歩車道の区別のない道路については車道を適用する



立看板

- 表示部分の大きさ：縦 2m 以下，横 1m 以下
- 脚部の高さ 0.5m 以下



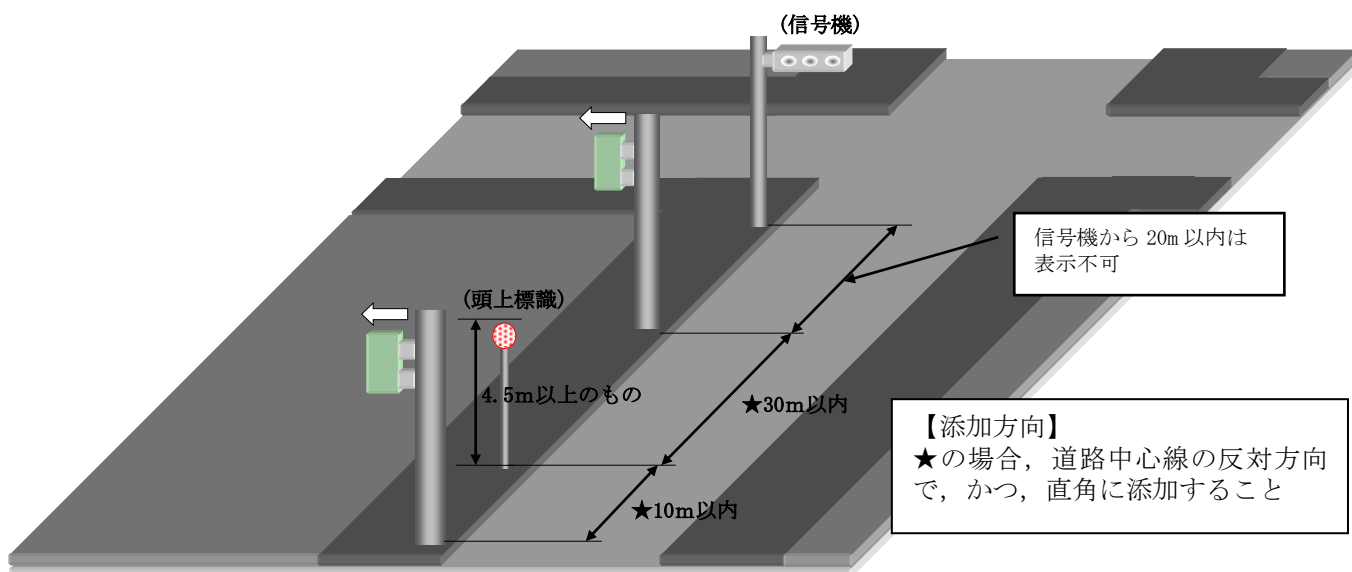
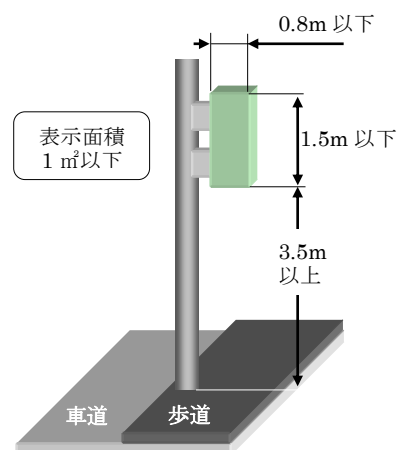
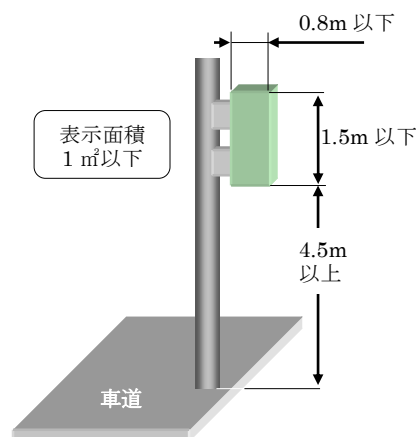
電柱等

- 電柱等に直塗りしないものであること。
- ※ 電柱1本に対して、添加1個、巻き付け1個の計2個表示できる。

① 添加する場合

- 道路上の電柱等に添加する場合
 - ・ 信号機のある交差点からの距離：20m以上
- 道路上の電柱等に添加する場合の添加方法
 - ・ 頭上標識の前方30m及び後方10mの範囲の場合
道路の中心線の反対方向で、かつ、道路中心線に直角に添加するものであること。
 - ・ それ以外の場合
原則として、道路の中心線に反対の方向で、かつ、道路の中心線に直角に添加するものであること。
- 路面から広告板の下端までの高さ
 - ・ 道路上の電柱に添加する場合
車道：4.5m以上 歩道：3.5m以上（原則）
 - ・ 道路上以外の電柱等に添加する場合：2.5m以上
- 広告板の大きさ
縦1.5m以下 横0.8m以下 表示面積 1㎡以下
- 広告板の個数：電柱等1本につき1個

※ 頭上標識とは、道路標識で、路面から4.5m以上の高さのところに表示し、又は設置するものをいう。



② 巻き付ける場合

□ 広告板の表示方法

道路上の電柱等に巻き付ける場合は、道路標識（頭上標識を除く。）の前方及び後方 10m 以内並びに信号機のある交差点から 30m 以内の範囲内においては、車両の進行方向に対面して表示しないこと。

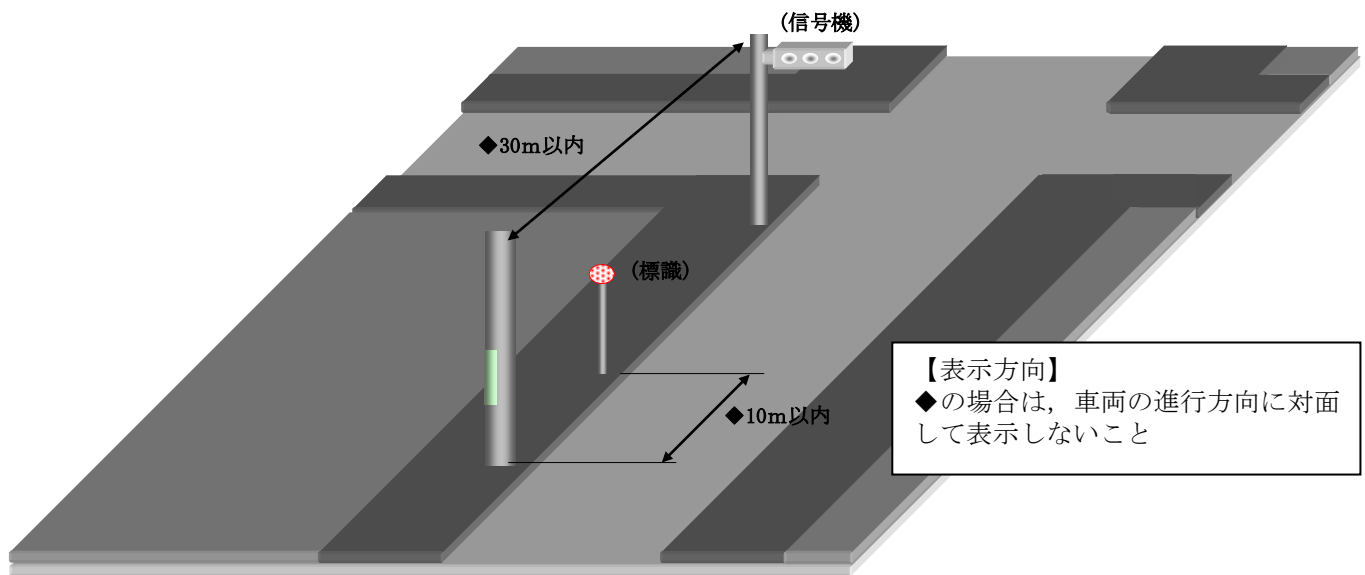
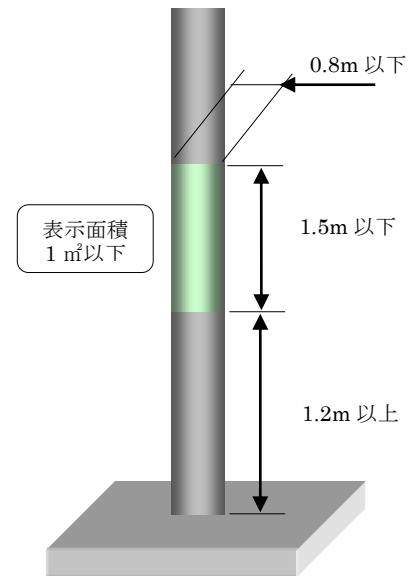
□ 地表から広告板の下端までの高さ：1.2m 以上

□ 広告板の大きさ

縦 1.5m 以下 横 0.8m 以下
表示面積 1 m² 以下

□ 広告板の個数：電柱等 1 本につき 1 個

ただし、1 個を 2 面として掲出可



電車及び乗合自動車の広告板

電車

- 位置：側面
- 表示面積：1側面につき合計4㎡以下
- 個数：1側面につき4個まで

※ 他に許可不要（適用除外に該当する場合）で表示できるものが1側面に2個あり、その場合は、1側面に合計6個まで表示できる。

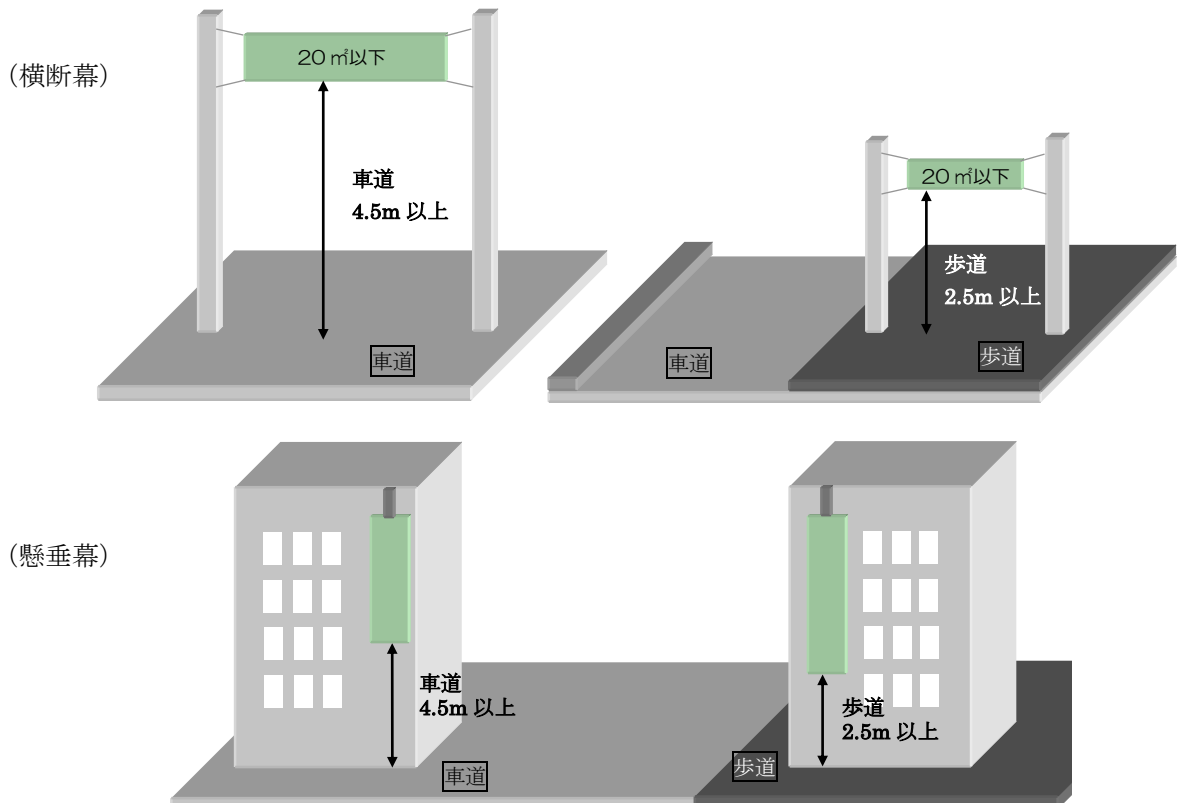
乗合自動車

- 車体の前面及び窓又はドア等のガラス部分に表示されていないこと。
 - 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有するものでないこと。
 - 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他これに類するものでないこと。
- ※ 許可基準のほか、「広島県乗合自動車車体利用広告ガイドライン」による。

幕広告

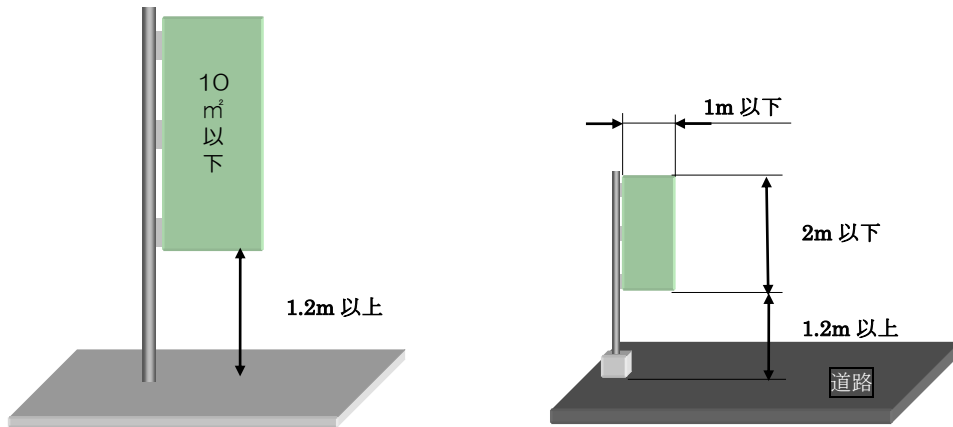
横断幕及び懸垂幕

- 路面から道路を横断する横断幕及び道路上に突き出すけんすい幕の下端までの高さ
車道：4.5m以上 歩道 2.5m以上
- 表示面積：20㎡以下



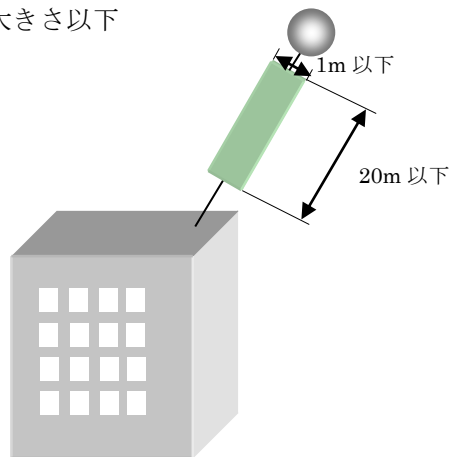
のぼり及び旗

- のぼり及び旗の下端の高さ：1.2m以上
- 表示面積：10 m²以下。ただし、道路上に設置する場合は、縦2m、横1mの大きさ以下



気球広告

- 縦20m、横1mの大きさ以下



貼り札

- 表示面積：1枚につき、1 m²以下
- 枚数：工作物の1壁面につき、3枚まで

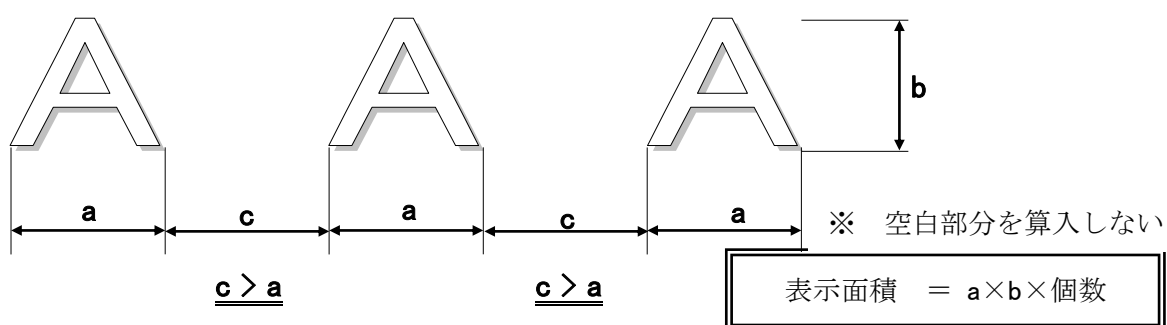
貼り紙

- 表示面積：1枚につき、1.5 m²以下
- 枚数：工作物の1壁面につき、5枚まで

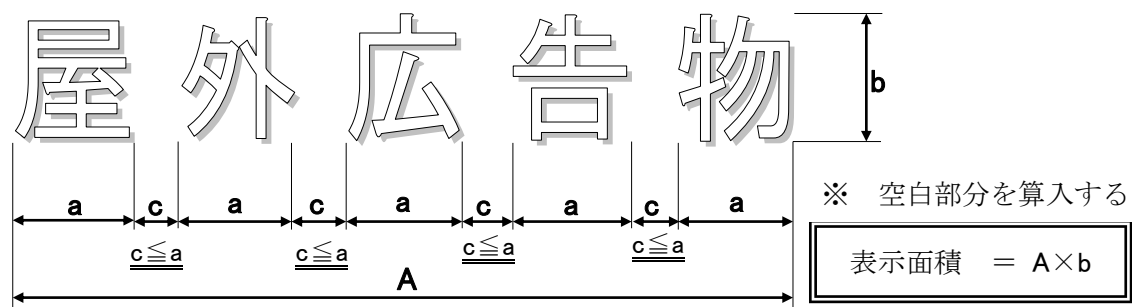
表示面積算定方法

表示面積とは、広告板、広告塔その他の広告物の表示可能部分の面積をいう。ただし、建築物又は工作物の壁面等に直塗りし、又は付加した文字又は記号の面積を算定するときは、当該文字又は記号の外郭線内を当該文字又は記号の面積とし、文字又は記号相互の間隔が、1文字分又は1記号分以下である場合は、当該文字又は記号は、これを1文字又は1記号とみなして算定するものとする。

□ 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号より大きい場合



□ 文字又は記号相互の間隔が、1文字、1記号以下の場合



10 許可手数料 (条例別表)

種別	区分	単位	手数料			
			光源を使用したもの		光源を使用しないもの	
平看板 広告塔 掲示板	10 m ² 以下のもの	1 個につき	1,780 円		1,060 円	
	10 m ² を超え 30 m ² 以下のもの	1 個につき	4,950 円		3,720 円	
	30 m ² を超え 140 m ² 以下のもの	1 個につき	40 m ² 以下	6,730 円	40 m ² 以下	4,780 円
			50 m ² 以下	8,510 円	50 m ² 以下	5,840 円
			60 m ² 以下	10,290 円	60 m ² 以下	6,900 円
			70 m ² 以下	12,070 円	70 m ² 以下	7,960 円
			80 m ² 以下	13,850 円	80 m ² 以下	9,020 円
			90 m ² 以下	15,630 円	90 m ² 以下	10,080 円
			100 m ² 以下	17,410 円	100 m ² 以下	11,140 円
			110 m ² 以下	19,190 円	110 m ² 以下	12,200 円
			120 m ² 以下	20,970 円	120 m ² 以下	13,260 円
			130 m ² 以下	22,750 円	130 m ² 以下	14,320 円
	140 m ² 以下	24,530 円	140 m ² 以下	15,380 円		
140 m ² を超えるもの	1 個につき	26,560 円		17,710 円		
立看板	1 個につき			530 円		
電柱広告物	添加	1 個につき	530 円		350 円	
	巻き	1 個につき			350 円	
電車, バス等に表示する広告板		1 m ² につき	890 円		530 円	
宣伝車に表示する広告板		1 台につき	1,780 円		1,240 円	
幕広告		1 枚につき			890 円	
気球広告		1 個につき	1,780 円		1,240 円	
はり札		1 個につき			370 円	
はり紙		1 件につき 100 枚までごとに			530 円	
その他			前各項に準じて市長が定める額			

1 屋外広告業の概要

(1) 屋外広告業とは

広告主から屋外の広告物の表示・設置に関する工事を請け負うことを業として行う営業のことです。このとき、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。よって、設置工事を請け負わない広告代理業や広告物の印刷、製作を行うだけの場合は屋外広告業には該当しません。

なお、市内で屋外広告業を営もうとする場合は、登録が必要です。

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。ただし、届出によって登録されている方は広島県の屋外広告業の登録有効期限満了日までとなりますのでご注意ください。

有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の手続きが必要です。

(3) 業務主任者の選任

登録を受けようとする場合には、一定の資格を有する業務主任者を、営業を行う営業所ごとに選任しなければなりません。

必ずしもその営業所に専任の者であることは要しませんが、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者でなければなりません。

【業務主任者となることができる資格】

- 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- 市が行う屋外広告物講習会修了者
- 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- 広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

【業務主任者の主な業務】

- 法令の規定の遵守に関すること
- 広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること
- 帳簿の記載に関すること

(4) 登録の拒否

次の事項に該当する場合は、登録することができません。

- 市条例の規定により登録を取り消された日から2年を経過していない者
- 市条例により登録を取り消された日前30日以内にその法人の役員であった者で2年を経過していないもの
- 市条例による営業停止期間が経過していない者
- 法に基づく条例（他都道府縣市条例含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから2年を経過していない者
- 未成年者又は法人が申請する場合で、その法定代理人又は法人の役員が上記のいずれかに該当する者がいるとき
- 業務主任者を選任していない者
- 登録申請書又はその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかった場合

(5) 登録の取消・営業の停止について

屋外広告業者が次の事項に該当した場合は、登録を取り消すか、6か月以内の期間を定めて、営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

登録の取消し等の処分を受けると、屋外広告業者監督処分簿へその処分の内容等が登載され、一般の閲覧に供されます。

- 偽りその他不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- 登録拒否事項のいずれかに該当することとなったとき
- 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 法に基づく条例（他都道府縣市条例含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき

(6) 広島県の登録を受けている方

広島県屋外広告物条例に基づき登録を行っている場合は、届出を提出することで、市への登録は必要としません。

2 屋外広告業登録申請等手続き

(1) 登録（新規・更新）申請

●申請期限

新規申請の場合・・・随時

更新申請の場合・・・登録の有効期間が満了する日の30日前まで

（登録有効期間の満了する月の2月前から更新申請可）

●手数料

新規，更新とも10,000円

●提出書類（1部）

・登録（新規・更新）申請書

・添付書類

書類の名称	申請書の区分			備考
	法人	個人 (成年)	個人 (未成年)	
誓約書	○	○	○	
住民票の写し	申請者本人	—	○	コピー不可 法人の場合は役員 全員
	法定代理人	—	○	
	法人役員	○	(○)	
	業務主任者	○	○	
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	—	(○)	コピー不可
略歴書	申請者本人	—	○	法人の場合は役員 全員
	法定代理人	—	○	
	法人役員	○	(○)	
業務主任者の資格を証する書面の写し	○	○	○	屋外広告士登録証 屋外広告物講習会 修了証，職業訓練指 導員免許証，職業訓 練修了証，技能検定 合格証など

※住民票の写し及び登記事項証明書は，申請日の前6か月以内に発行されたもの

(2) 登録事項変更の届出

●届出要件

次の登録事項の変更があったとき。

【法人の場合】

法人の名称及び所在地，代表者の氏名，役員の氏名，営業所の名称及び所在地，業務主任者の氏名

【個人の場合】

商号及び氏名，住所，営業所の名称及び所在地，業務主任者の氏名

●届出期限

変更があった日から30日以内

●手数料

なし

提出書類（1部）

- ・登録事項変更届
- ・添付書類

個人・法人	変更事項	添付書類
【個人の場合】	商号及び氏名，住所	●住民票の写し（コピーは不可）
	営業所の名称及び所在地	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （※商業登記の変更を必要とする場合に限る）
	業務主任者	●業務主任者の資格を有することを証する書面の写し，●住民票の写し（コピーは不可）
【法人の場合】	法人の名称及び所在地，代表者の氏名	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （コピーは不可）
	法人の役員氏名（就任の場合）	●誓約書，●略歴書，●住民票の写し， ●登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	法人の役員氏名（退任等の場合）	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	営業所の名称及び所在地	●登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （※商業登記の変更を必要とする場合に限る）
	業務主任者	●業務主任者の資格を有することを証する書面の写し，●住民票の写し（コピーは不可）

※住民票の写し及び登記事項証明書は、申請日の前6か月以内に発行されたもの

(3) 廃業等の届出

●届出要件

次の理由により廃業等するとき

届出の理由	届出をする人
屋外広告業者が死亡した場合(※)	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

※相続人が屋外広告業を営もうとする場合は、新たに登録を受ける必要があります。

●届出期限

廃業等した日から30日以内

●手数料

なし

●提出書類

・廃業等届

(4) 屋外広告業の特例届出

広島県知事登録を受けた屋外広告業の方が、呉市内で屋外広告業を営む場合、呉市に県の登録業者である旨を届け出ることによって、市の登録業者とみなされる特例届出制度があります。この特例届出に係る手数料はありません。なお、登録有効期限は県と同様になります。

また、広島県知事登録を更新するなど、届出事項に変更があった場合や廃業した場合等は別途届出が必要です。

①特例屋外広告業の届出

●届出要件

- ・広島県知事登録を受けた屋外広告業の方で、呉市内で屋外広告業を営む場合
- ・呉市への特例屋外広告業届出済みの方で、広島県知事に更新の登録を行った場合

●届出期限

広島県知事に更新の登録を行った場合：変更があった日から30日以内

●手数料

かかりません。

●提出書類（1部）

- ・特例屋外広告業届出書兼登録簿
- ・広島県の登録通知書の写し（有効期限内のもの）
- ・業務主任者の資格を証する書面の写し
- ・業務主任者の住民票の写し（コピー可）（届出日の前6か月以内に発行されたもの）

②特例屋外広告業届出事項の変更届出

●届出要件

- ・広島県登録の登録事項の変更（住所，商号及び氏名）
- ・呉市内で営業を行う営業所の変更（呉市内で営業を行う営業所の追加・削除を含む）
- ・呉市内で営業を行う営業所の業務主任者の変更（呉市内で営業を行う営業所の業務主任者の追加と削除を含む）

●届出期限

変更があった日から30日以内

●手数料

かかりません。

●提出書類（1部）

特例屋外広告業届出事項変更届出書兼登録簿

添付書類

- ・広島県登録の登録事項の変更（住所，商号及び氏名）：広島県に提出した届出書の写し
- ・呉市内で営業を行う営業所の変更（呉市内で営業を行う営業所の追加・削除を含む）：広島県に提出した届出書の写し
- ・呉市内で営業を行う営業所の業務主任者の変更（呉市内で営業を行う営業所の業務主任者の追加と削除を含む）：広島県に提出した届出書の写し，業務主任者の資格を証する書面の写し，業務主任者の住民票の写し（コピー可）（届出日の前6か月以内に発行されたもの）

③特例屋外広告業の廃止届出

●届出要件

- ・ 呉市内での屋外広告業を廃止するとき

●届出期限

廃止した日から30日以内

●手数料

かかりません。

●提出書類

特例屋外広告業廃止届出書

3 屋外広告業登録後の注意事項

(1) 標識の掲示

営業所ごとに次の項目を記載した標識を掲示してください。

- ・ 商号、氏名又は名称
- ・ 法人である場合の代表者の氏名
- ・ 登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 営業所名
- ・ この営業所に置かれている業務主任者の氏名
- ・ (特例屋外広告業届出者の場合)届出番号

(2) 帳簿の備付け

広告物の表示・設置の契約ごとに帳簿を作成し、営業所に備え置きしてください。

帳簿の保存期間は、事業年度の末日で閉鎖しその後5年間です。

帳簿には、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- ・ 注文者の氏名及び住所（注文者が法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- ・ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ・ 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日
- ・ 請負金額

※ 帳簿に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク等により確実に記録しておくことができ、かつ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

(3) 立入検査等

市長は、市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、条例の施行に必要な限度において、その営業につき、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことがあります。

1 点検・管理の必要性

「広告物には適正な点検・管理が必要です。」

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐにわからなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

そこで、広告物の安全を確保し、条例の目的である「公衆に対する危害の防止」を実現するため、屋外広告物等の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者に対して、これらに関する補修、除却その他必要な管理を怠らないようにすることが義務づけられています。

特に、建物の中高層部に設置する広告物については、強風などにより落下すると、甚大な被害を引き起こす恐れがあります。

広告物を表示・設置される方、また、広告物を管理される方は、呉市屋外広告物条例を遵守し、広告物を適正に点検・管理してください。

2 管理者の設置

広告物の表示者又は掲出物件の設置者は、広告物若しくは掲出物件自体の高さが4 mを超えるもの又は表示面積が10 m²を超えるものについて、管理者を設置することが必要になりました。

※直塗によるもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものは除く。

(1) 管理義務（条例第14条）

屋外広告物等の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者に対して、これらに関する補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

(2) 管理者の資格（条例第26条第2項、規則第9条の2）

○屋外広告士

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

○建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

○電気工事士

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

○電気主任技術者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者

○上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者

公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習の修了者

(3) 設置者等の変更届出（条例第26条第4項，第5項）

設置者等（広告物の表示者，設置者又は管理者）を変更したとき，設置者等の氏名又は住所（法人の場合，名称，所在地，代表者の氏名）を変更したときは，速やかに変更届出をしなければなりません。

3 安全点検の実施

広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は，(1)の管理者の設置が必要な広告物について，当該広告物又は掲出物件の本体，接合部，支持部分等の劣化状況等を管理者に点検させることが必要です。

点検は，広告物等の設置日から5年を経過した時点に行い，それ以降は3年ごとに実施する必要があります。

4 点検結果報告の義務化

管理者の設置が必要な広告物（＝点検が必要な広告物）の継続許可を受けるには，許可期間の更新申請時に添付書類として「屋外広告物安全点検報告書」を提出することが必要になります。

点検報告書の提出は，点検実施時期と同様に，設置から5年経過後（6年目）の許可更新時からとし，それ以降は3年ごとに必要です。